

平成 15 年 11 月 25 日
独立行政法人 国民生活センター

相談急増!外国為替証拠金取引

—投資に関する知識・経験が十分ではない一般消費者は要注意—

外国為替証拠金取引⁽¹⁾は、1998 年 4 月の外為法改正⁽²⁾を期に取り扱われ始めたもので、低金利が続くことが予想される現在、知識・経験等を有する個人投資家を中心に、外貨での資産運用の方法のひとつとして、注目されている。

しかし、国民生活センターをはじめ各地の消費生活センターには、この外国為替証拠金取引に関する相談が急増している。2000 年度に 28 件であった相談件数が 2002 年度には 724 件に達し、今年度の上期においても昨年度の同時期に比べ 2 倍の勢いで増加傾向が続いている。相談事例の中で特に看過できないのは、年金等で生計を立てている高齢者からの相談である。営業員の甘言を信じ“虎の子”を預けたが、元本の大半を失ったという相談も珍しくなく、老後の生活資金の設計に多大な支障が生じたケースすらある。

勧誘方法や取引をめぐる取り扱い業者と争いになっても、和解交渉が進まず訴訟が提起されたケースも少なくない。中には取り扱い業者の不法行為責任を認め、過失相殺なしで損害賠償を命じた地裁判決⁽³⁾も出ている。

規制改革の流れの中で生まれたこの取引は、監督官庁が明確となっておらず、直接規制する法律も存在しない。取引の公正さは、取り扱い業者のコンプライアンス意識に頼るばかりである。

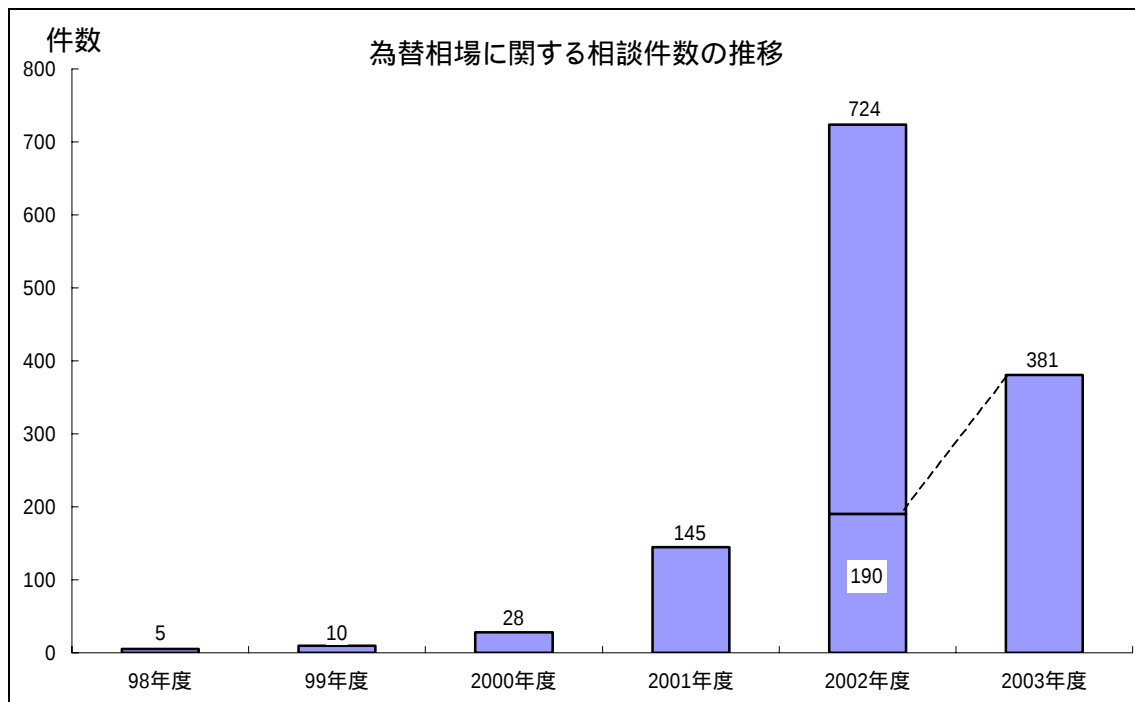
そこで当センターは、相談急増の現状を消費者に知らせ、元本保証の金融商品以外に投資経験のない者や、元本欠損のリスクを負えない者が外国為替証拠金取引によるトラブルに巻き込まれないよう、注意を呼びかける目的で情報提供を行うことにした。

注：

- (1) 「FX」「通貨証拠金取引」「外国為替保証金取引」など、取り扱い業者によって呼称はまちまちである。
- (2) 改正前は大蔵大臣の認可を受けた外国為替公認銀行を通じてのみ外国為替業務を行うことができたが、改正後は外国為替業務に関する規制は全廃され、あらゆる市場参加者は自由な活動ができるようになった。
- (3) 平成 15 年 5 月 9 日札幌地裁判決、同年 5 月 16 日札幌地裁判決、同年 6 月 27 日札幌地裁判決（3 件とも被告は同一取り扱い業者、控訴中）。
特に 5 月 16 日判決では、「…A 社（Y < 被告 > の提携先）がインターバンク市場で為替取引を行っていない点に着目し、そのような場合には Y の勧誘している取引は外国為替相場における通貨交換価格を指標とする賭博行為に過ぎない」とものとし示している（月刊『国民生活』< 判例情報 > コーナー 2003 年 11 月号 52 頁）。

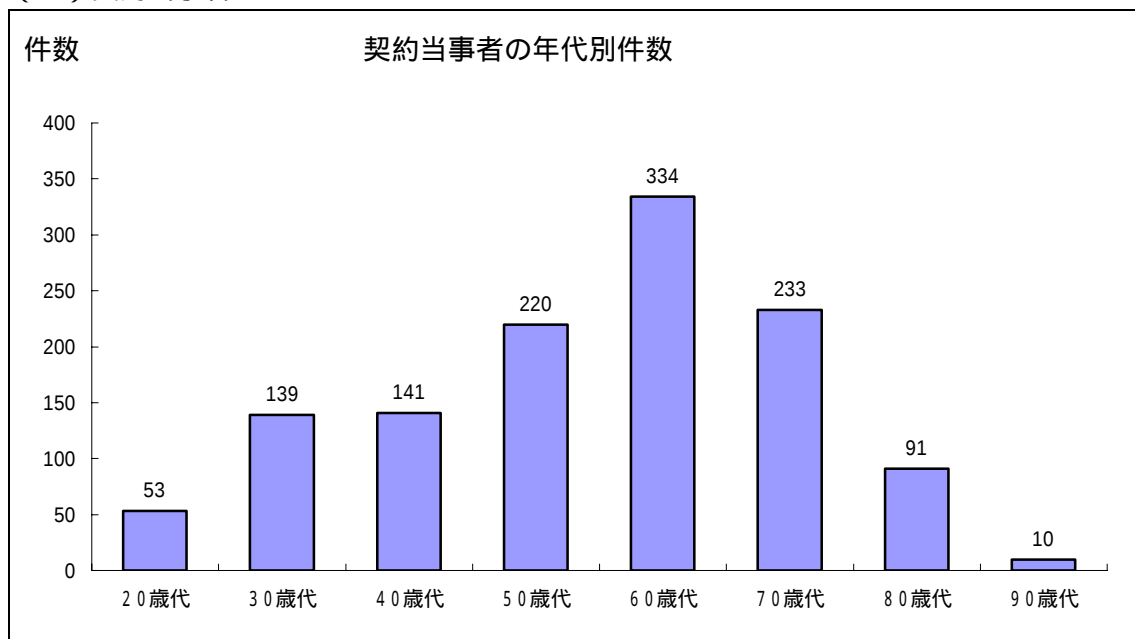
１．相談件数等

（１）相談件数



- ・PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に入力された相談。
- ・PIO-NET には「外国為替証拠金取引」という独自分類がないため、現状では「為替相場」で分類しているが、「為替相場」に分類された相談のかなりの部分が、「外国為替証拠金取引」に関する相談と思われる。
- ・2003年度の件数は、9月末日までに入力されたものである（昨年度の同日までの入力190件）。

（２）契約当事者



- ・98年度から2003年度上期に寄せられた「為替相場」に関する相談1293件の契約当事者を年代別で表

したもの。なお、年齢が不明な相談は 72 件。

以下は、98 年度から 2003 年度上期に PIO-NET に入力された 1293 件の相談を分析したものである。

1) 契約当事者の年代

契約当事者のうち、60 歳代以上の者が 50%以上を占める。80 歳代・90 歳代の契約当事者が 100 件に及んでいる事実も見逃せない。

2) 性別

女性の方がやや多い。

女性 722 件 (55.8%) 男性 525 件 (40.6%) 不明 46 件 (3.6%)

3) 職業等別

無職 419 件 (32.4%) と家事従事者 383 件 (29.6%) で 62%を占める。以下、給与生活者 304 件 (23.5%)、自営・自由業 96 件 (7.4%) と続く。

(3) 契約金額

平均契約金額は 507 万円で、100 万円以上 500 万円未満のゾーンが一番多い。

なお、ここでいう契約金額とは、取り扱い業者に預け入れた委託証拠金の金額であり、契約金額 500 万円という相談の場合、実際の取引総額は、5000 万円 (必要証拠金が取引総額の 10%の場合) に及ぶ。

(4) 相談受付地域

南関東 556 件 (43.0%) が最も多い。次いで北海道・東北北部 156 件 (12.3%)、近畿 131 件 (10.1%) と続く。

2. 外国為替証拠金取引の特徴

少額な元手で大きな取引を行う非常にハイリスクな商品

この取引は、取り扱い業者に一定の委託証拠金 (取引総額の 10% [業者により違う]) を預けて信用を供与してもらうことで、少額な資金で多額な外貨取引が可能である (証拠金に対して 10 倍 [業者により違う])。大きな利益が期待できる半面、相場が予想に反した場合、その分損失も大きくなる。

取引中に計算上のマイナスが生じ、必要証拠金の一定割合 (50% [業者により違う]) を割り込んだ場合、その取引を終了させるか、さらに取引を維持するかを選択することになる。維持する場合は、追証 (追加証拠金) を新たに預けなくてはならない。相場が急落、急騰など一方向に動いた場合、投資家の損失を抑えるために自動ロスカット (損失確定) を行う取り扱い業者もある。

取り扱い業者のシステムにもよるが、理論的には、委託証拠金の全損、さらにはそれを超える損失を被る可能性もある非常にハイリスクな商品といえる。

外国為替証拠金取引の仕組み

決済の仕組みは、インターバンク市場（銀行間取引）が現金決済であるのに対し、個人投資家が外国為替証拠金取引を行った場合は、反対売買による差額だけの差金決済となる。具体的には、1万ドルの証拠金を入れて、10万ドルの取引を行ったとすると、1ドル＝110円の時に10万ドル買いつけ、これを1ドル＝115円の時に決済したとすると、50万円の利益となる。

$115 \text{ 円} - 110 \text{ 円} = 5 \text{ 円} \times 10 \text{ 万倍} = 50 \text{ 万円}$

（逆に円高になり、1ドル＝105円の時に決済したとすると、50万円の損失になる。実際にはスワップ金利や委託手数料が絡むため、損益計算はもっと複雑になる。）

上記のように「買い」から取引を始めるパターンと、「売り」から始めるパターンがある。取り扱い通貨は米ドル、ユーロが多い。

またこの取引は、スワップ金利の受け払いが行われる。スワップ金利とは、2種類の通貨の売買によって発生するもので、2国間（例：日米）の金利差調整のことを指す。金利の安い通貨を売って金利の高い通貨を買っているときに、その金利の差額分の受け取りが発生し、反対に金利の高い通貨を売って金利の安い通貨を買う場合は、金利の支払いが発生する。スワップ金利は1日単位で受け払いが行われ、ポジションを維持した日数分だけ累積される。「置いておくだけで金利が付き有利」などと、ことさらにメリット強調する取り扱い業者がいるが、仕組みを一部しか説明していないことになる。

3. 相談内容

（1）執拗な勧誘や説明不足、不公正な取引、決済後のトラブルなどに関する

相談が目立つ

執拗な電話勧誘や自宅への訪問など勧誘に関するもの、取引内容に関する説明不足、事実と異なる説明や相場の先行きに関して断定的判断を提供するなど営業員の説明に関するもの、一任売買や無断売買、仕切り（決済）拒否など不公正な取引に関するもの、決済後の清算金の返還遅延など取引終了後のトラブルに関するものなどの相談が見られる。

（2）電話勧誘に重点を置く会社に関する相談が多い

取り扱い業者は、商品先物取引会社や証券会社、短資会社^{（4）}系およびそれらの系列に属さない独立系の会社が参入しているが、消費生活センターなどに寄せられる相談は、電話勧誘に重点を置く会社に関するものが多い。

注：（4）金融機関が、短期の貸付けあるいは借入れを行う際の仲介役を担う会社。コール資金の貸借またはその媒介を主な業務とする。

（3）主な相談事例

【事例1】投資経験のない高齢者への執拗な勧誘、説明不足

最初に電話があり営業員が訪問してきた。投資経験はまったくなかったので、何度も断わった。「証拠金取引」という説明もなく、儲かるからと勧められた。最初に180

万円支払い、翌日 112 万円を請求されたので支払った。ユーロの取引というが、解約したい。
(70 歳代 男性 無職)

【事例 2】断定的判断の提供

「100 万円で約 25 万円の高利子が付く」といわれ契約したが、損失が出たといわれ 200 万円追加したが、話が違うので解約したい。外貨預金には興味があったが、外国為替証拠金取引の経験はない。
(60 歳代 女性 家事従事者)

【事例 3】仕切り（決済）回避

3 ヶ月前に電話勧誘で外国為替証拠金取引を契約し、240 万円を払った。20 万円の儲けが出た。「ここでやめたい」と何度も申し出たが、「来月まで待ったほうがいい」などとやめさせてくれない。
(60 歳代 女性 家事従事者)

【事例 4】説明不足、返還遅延

電話勧誘があり、為替取引などは初めてだったが、有利なことばかり説明され、60 万円を支払い契約した。実際は損失が出たので解約を申し出た。元本の約半分になってしまった清算金の返金期日は 2 ヶ月先である。それまで待っていいのか不安である。
(80 歳代 女性 無職)

【事例 5】不実告知、説明不足

2 週間前、電話の後來訪した営業員は「世界情勢から見てドルが 125 円になるのは確実だ。もし下がっても期限がないので、そのまま待っていれば利息は付く。当社が倒産しても証券取引法により補償されるので、安心してほしい」と言われ、2 口 120 万円を預け、外国為替証拠金取引の契約をした。取引約款などの書類は渡されなかった。今日、60 万円の追加証拠金を預けることを求められたが、そのようなことは説明されておらず納得できない。
(50 歳代 女性 家事従事者)

【事例 6】不実告知、無断売買

数度の勧誘を受け、「政府も認可している、弁護士も取引の優位性をほめている」などの説明を信用して 200 万円証拠金を預けた。利益が出ていたにもかかわらず、注文の指示を出していないのに勝手に売買されて、マイナスの計算書が送られてきた。
(60 歳代 女性 家事従事者)

4. 主な問題点

(1) 制度等の問題点

- 1) 取り扱い業者を監督する行政庁が明確ではない。
- 2) 販売方法、取引形態等が不明確である。
 - ・金融商品販売法が適用されるか必ずしも明確ではない。
 - ・顧客資産を分別して管理する義務付けがない。
 - ・広告の表現等についても、ガイドラインがなく、メリットが強調され、リスクに関する表示が目立たないなど、誤解を招くような広告も見られる。

- 3) 業界団体と呼べるものもなく、他の金融商品に見られるような業界団体による苦情・紛争処理制度も存在しない。

(2) 相談の申し出から見る問題点

1) 勧誘に関して

- ・投資に関する適合性の原則に配慮することなく、高齢者などに執拗な電話勧誘等を行う。
- ・取引の仕組みやリスクに関して十分な説明を行わない。
- ・説明を行ったとしても、消費者が理解できたかを十分に確認しない。
- ・「外貨預金と同じ」「100万円で25万円の利子が付く」など、事実に反する説明や断定的な判断を提供する。

2) 取引に関して

- ・委託者の指示によらず無断売買を行う。
- ・形式上委託者の了承は取るが、事実上の一任売買を行う（知識・経験等が不足している顧客を事実上管理下に置き、取り扱い業者のペースで取引を進める。委託者にとって、不必要と思われる取引の手数料を請求したり、意図的に委託者に収益が出ないような取引をさせる）。
- ・委託者に利益が出た局面では、決済させない。

3) 決済後に関して

- ・決済後清算金の返還を依頼してもなかなか実行しない（分割による返還を求めるケースもある）。

5. トラブルの未然防止に向けての動き

(1) 金融オンブズネットの要請行動

金融オンブズネット（コーディネーター：原 早苗氏）は、外国為替証拠金取引に関する問題点を明らかにした上で、本年10月16日、被害急増について早急に解決を図るよう、金融庁、財務省、経済産業省、農林水産省と面談し、現状認識や今後の対応について意見交換を行った。

(2) 国民生活センター

当センターは、トラブルに巻き込まれないよう消費者に注意を呼びかける⁽⁵⁾とともに、関係省庁等に対して、外国為替証拠金取引に関する相談情報を積極的に提供している。

注：(5) 今回の公表以外にこれまで消費者向けに行った情報提供

1) ホームページ <消費者からの相談事例コーナー>

「経済知識に明るくない高齢者に契約させた通貨証拠金取引」2002年8月

2) 『消費生活年報2003』102頁

「金融商品をめぐる消費生活相談—海外商品先物オプション取引、外国為替証拠金取引など—」2003年10月

3) 「投資取引における消費者向け情報に関する調査研究」114頁及びホームペー

ジ：注意すべきハイリスクな投資取引・投資関連商品 - 外国為替証拠金取引
2003 年 10 月

4) 月刊『国民生活』2003 年 11 月号 56 頁

苦情相談コーナー「借財までして取引し、大損した外国為替証拠金取引」2003
年 10 月

6. 消費者へのアドバイス

(1) 一般消費者は手を出さない

取引の実態がはっきりしない取り扱い業者に関するトラブルが目立つので注意する。

また、公正な取引がなされたとしても非常にリスクが高いものなので、余裕資金がない、経済や金融、国際情勢の動向に明るくない、取り扱い業者の優劣を見極められないなどの一般消費者は、外国為替証拠金取引に参加することは見合わせる。

勧誘の電話や訪問を受けた場合は、「自分には必要ありません。これ以降勧誘しないでください」とハッキリと断わる。

(2) トラブルにあったら

まず消費生活センターに相談する。消費生活センターが話し合いによる解決の手助けを行える場合もあるが、取り扱い業者が相談者の納得できる条件で和解に応じることはまれであり、その際は弁護士に相談するなどして、司法の場で解決を図ることになる。

なお、相談で得られた情報は、相談者の個別の被害救済に役立てられるほか、国民生活センターに集められ、トラブルの未然防止のために活用される。

参考資料

スワップ金利の受け払い

前提条件

- ・ 1 万ドルの証拠金で 10 万ドルの取引
- ・ 30 日間ポジションを維持
- ・ スワップ（日本の金利より米国の金利が高い）
ドル買い（1 日につき 600 円受け取り）
ドル売り（1 日につき 700 円支払い）
- ・ 1 ドル = 115 円で（買い付けまたは売り付け）

例：ドル円

ドル買いから始める場合

< ドル高・円安 >

115 円 120 円

為替：5 円 × 10 万倍 = 50 万円

スワップ：600 円 × 30 日 = 1 万 8000 円

50 万円 + 1 万 8000 円 = **51 万 8000 円**

為替差益 + **スワップ金利受け取り**

< ドル安・円高 >

115 円 110 円

為替：- 5 円 × 10 万倍 = - 50 万円

スワップ：600 円 × 30 日 = 1 万 8000 円

- 50 万円 + 1 万 8000 円 = **- 48 万 2000 円**

為替差損 + **スワップ金利受け取り**

ドル売りから始める場合

< ドル高・円安 >

115 円 120 円

為替：- 5 円 × 10 万倍 = - 50 万円

スワップ：- 700 円 × 30 日 = - 2 万 1000 円

(- 50 万円) + (- 2 万 1000 円)

= **- 52 万 1000 円**

為替差損 + **スワップ金利支払い**

< ドル安・円高 >

115 円 110 円

為替：5 円 × 10 万倍 = 50 万円

スワップ：- 700 円 × 30 日 = - 2 万 1000 円

50 万円 + (- 2 万 1000 円) = **47 万 9000 円**

為替差益 + **スワップ金利支払い**